

「えひめのエコファーマー EHIME SDGs」ロゴマーク取扱要領

第1条 目的

この要領は、「環境と調和のとれた食料システムの確立のための環境負荷低減事業活動の促進等に関する法律」（令和4年法律第37号、以下「法」という。）に基づき、愛媛県知事から、環境負荷低減事業活動実施計画及び特定環境負荷低減事業活動実施計画（以下、「実施計画」という。）の認定を受けた農業者の認知度の向上及びイメージアップを図ることを目的として、「えひめのエコファーマー EHIME SDGs」ロゴマーク（以下「ロゴマーク」という。）を使用する場合の取扱い等について、必要な事項を定めるものとする。

第2条 定義

この要領において「エコファーマー」とは、知事から、法第2条第4項第1号に規定された活動（堆肥その他の有機質資材の施用により土壌の性質を改善させ、かつ化学的に合成された肥料及び農薬の施用及び使用を減少させる技術を用いて行われる生産方式による事業活動）に取り組む実施計画について、知事から認定を受けた農業者のことをいう。

（ロゴマークの取り扱い）

第3条 権限

ロゴマークに関する一切の権限は、愛媛県に属する。

第4条 デザイン等

ロゴマークのデザイン、縦・横の比率及び色は、別紙のとおりとする。大きさは用途により変更することができるが、デザイン内部の文字が判読できる大きさとする。色は、愛媛県との協議により、モノトーン色とすることができる。

第5条 使用者

ロゴマークを使用できる者は、愛媛県、愛媛県内のエコファーマー、報道機関等（エコファーマーをPRする目的での使用に限る。）のほか、愛媛県が必要と認めたものとする。

第6条 使用手続き

- 1 ロゴマークを使用しようとする者は、「えひめのエコファーマー EHIME SDGs」ロゴマーク使用申請書（様式1。以下、「申請書」という。）を知事に提出しなければならない。ただし、愛媛県のほか、報道機関等がエコファーマーをPRする目的で使用する場合は、この限りではない。
- 2 知事は、申請書の提出があった場合、使用条件に照らし、適当と認めるときは、「えひめのエコファーマー EHIME SDGs」ロゴマーク使用承認通知書（様式2。以下「承認通知書」という。）により使用者へ通知するものとする。
- 3 第1項の申請は、構成員全員がエコファーマーである団体（以下「団体」という。）の場合、当該団体の代表者としてすることができる。この場合、代表者は、エコファーマーの氏名、住所及び認定番号の一覧表を申請書に添付して提出するものとする。
- 4 使用者は、申請内容に変更が生じた場合、第1項の規定に準じて、速やかに「えひめのエコファーマー EHIME SDGs」ロゴマーク使用変更申請書（様式3。以下「変更申請書」という。）を提出するものとする。

- 5 知事は、変更申請書の提出があった場合、使用条件に照らし、適当と認めるときは、「えひめのエコファーマー EHIME SDGs」ロゴマーク使用変更承認通知書（様式4。以下「変更承認通知書」という。）により、使用者へ通知するものとする。

第7条 使用方法

ロゴマークを使用しようとする者（以下「使用者」という。）は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 「えひめのエコファーマー EHIME SDGs」ロゴマーク使用申請書に記載した内容の範囲で使用する。
- (2) 農産物に使用する場合、エコファーマーが認定を受けた実施計画（以下「認定実施計画」という。）に基づいて生産された農産物に限ること。
- (3) ロゴマークの近傍に、エコファーマー認定番号または認定者氏名（または両方）を明記するなどの方法により、使用者が特定できるようにしなければならない。
なお、第3条第2項の規定により、団体の代表者から申請があった場合は、認定者氏名に替えて団体の名称を用いることができる。
- (4) 別紙に定めるデザインに従って使用する。
- (5) ロゴマークを使用した物件の使用に当たり、事故等が発生しないよう万全の配慮を行う。
- (6) その他、愛媛県が指示する事項を遵守すること。

第8条 使用条件

エコファーマーとしての活動や認定実施計画に基づいて栽培した農産物のPR等を行う場合に使用できる。ただし、次のいずれかに該当する場合は、使用を認めないものとする。

- (1) エコファーマーの趣旨に反するおそれがある場合。
- (2) 法令及び公序良俗に反するおそれがある場合。
- (3) 特定の政治、思想、宗教の活動に利用されるおそれがある場合。
- (4) ロゴマークを正しい使用方法に従って使用しないおそれがある場合。
- (5) その他第1条の目的に反していると愛媛県が認めた場合。

第9条 使用期間

ロゴマークの使用期間は、承認通知書または変更承認通知書に記載の使用期間内とする。

第10条 使用の差し止め

知事は、使用者がこの要領に違反したとき、または愛媛県が不当と認めたときは、ロゴマークの使用を差し止めることができる。

第11条 使用状況及び使用実績の確認

知事は、必要があると認めた場合は、ロゴマークの使用状況及び使用実績の確認調査を実施することとし、その際、使用者は、誠実にこれに応じなければならない。

第12条 損失等の責任

ロゴマークの使用に係る損失等について、県は一切の責任を負わないものとする。

附 則
(施行期日)

- 1 この要領は、令和 5 年 3 月 15 日から施行する。
(「えひめのエコファーマー」ロゴマーク取扱要領の廃止)
- 2 「えひめのエコファーマー」ロゴマーク取扱要領（以下「旧要領」という。）は、廃止する。
(経過措置)
- 3 この要領の施行の際現に環境と調和のとれた食料システムの確立のための環境負荷低減事業活動の促進等に関する法律（令和 4 年法律第 37 号）附則第 2 条の規定による廃止前の持続性の高い農業生産方式の導入の促進に関する法律（平成 11 年法律 110 号）第 5 条第 1 項に規定する認定農業者であるものについては、同条第 2 項に規定する認定導入計画を実施する間は、この要領の規定は適用せず、旧要領の規定によるものとする。

附 則
(施行期日)

この要領は、令和 6 年 3 月 15 日から施行する。

附 則
この要領は、令和 7 年 5 月 29 日から施行する。

(様式1)

「えひめのエコファーマー EHIME SDGs」 ロゴマーク使用申請書

年 月 日

愛媛県農林水産部長 様

住所：

(法人にあつては名称及び代表者氏名)

氏名：

このことについて、「えひめのエコファーマー EHIME SDGs」 ロゴマーク取扱要領
要領第6条の規定に基づき、下記のとおり提出いたします。

記

エコファーマー認定 の種類	新規認定 ・ 再認定 () ※再認定の場合は認定番号を記入のこと			
認定作物名等				
ロゴマーク使用 目的・方法・県との協議 事項 (シール作成、パンフレ ット作成、HP掲載等)				
ロゴマーク使用期間	年 月 日 ~ 年 月 日			
	1 (水稲) 	2 (野菜) 	3 (果樹) 	4 (柑橘) 
ロゴマークデータ 提供希望方法	1 メールアドレス： 2 その他 (提供方法を記載ください)			
連絡先	所属			
	職・氏名			
	TEL・FAX等			

(様式2)

「えひめのエコファーマー EHIME SDGs」ロゴマーク使用承認通知書

番 号
年 月 日

様

愛媛県農林水産部長

年 月 日付けで申請のあった、「えひめのエコファーマー EHIME SDGs」ロゴマークの使用については、「えひめのエコファーマー EHIME SDGs」ロゴマーク取扱要領第6条第2項の規定により、次のとおり承認します。

なお使用にあたっては、附帯事項を遵守してください。

記

使用作物名等	
使用期間	年 月 日 ～ 年 月 日
条 件	

[附帯事項]

- (1) 申請書に記載した内容の範囲で使用する。
- (2) 承認に際して条件を付された場合はそれに従うこと。
- (3) ロゴマークの①縦横の比率を変える、②不当に色を変える、③一部を変更する等の加工をしないこと。
- (4) ロゴマークを使用した物件の使用に当たり、事故等が発生しないよう万全の配慮を行うこと。

(様式3)

「えひめのエコファーマー EHIME SDGs」ロゴマーク使用変更申請書

年 月 日

愛媛県農林水産部長 様

住所：

(法人にあっては名称及び代表者氏名)

氏名：

年 月 日付けで承認のあった、「えひめのエコファーマー EHIME SDGs」ロゴマークについて、使用内容を変更したいので、「えひめのエコファーマー EHIME SDGs」ロゴマーク取扱要領第6条第4項の規定により、下記のとおり申請します。

記

1 変更の内容

別添「えひめのエコファーマー EHIME SDGs」ロゴマーク使用申請書(様式1)
(変更箇所を見え消し又は追記)に記載のとおり。

2 変更の理由

(注) 団体の代表者からの申請であって、当該団体の構成員を変更する場合にあっては、変更するエコファーマーの氏名、住所及び認定番号の一覧表を添付すること。

(様式4)

「えひめのエコファーマー EHIME SDGs」ロゴマーク使用変更承認通知書

番 号
年 月 日

様

愛媛県農林水産部長

年 月 日付けで変更申請のあった「えひめのエコファーマー EHIME SDGs」
ロゴマークの使用については、「えひめのエコファーマー EHIME SDGs」ロゴマーク
取扱要領第6条第5項の規定により、次のとおり承認します。

なお使用にあたっては、附帯事項を遵守してください。

記

使用作物名等	
使用期間	年 月 日 ～ 年 月 日
条 件	

[附帯事項]

- (1) 変更申請書に記載した内容の範囲で使用する。
- (2) 承認に際して条件を付された場合はそれに従うこと。
- (3) ロゴマークの①縦横の比率を変える、②不当に色を変える、③一部を変更する等の加工をしないこと。
- (4) ロゴマークを使用した物件の使用に当たり、事故等が発生しないよう万全の配慮を行うこと。

(別紙)

1 水稻



2 野菜



3 果樹



4 柑橘



○使用例

1 エコファーマー認定番号を表示



2 認定者氏名を表示



3 認定番号・氏名を表示



4 団体の名称を表示



使用にあたって、次のような使用はしないこと

①縦横の比率を変える



②不当に色を変える



③一部を変更する

